

学校と保護者の協働：保護者の学校参加論の視点から

清水, 良彦

九州大学大学院人間環境学府：博士後期課程：日本学術振興会特別研究員

<https://doi.org/10.15017/25379>

出版情報：教育経営学研究紀要. 15, pp.113-118, 2012-09. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：

学校と保護者の協働 —保護者の学校参加論の視点から—

清水 良彦
(九州大学／大学院生)

- I はじめに
- II 学校運営協議会への保護者の参加
- III 教育活動への保護者の参加
- IV おわりに

I はじめに

1. 問題の所在と研究の目的

学校評議員制度(2000年)及び学校運営協議会制度(2004年)の法制化により、学校運営への「保護者の学校参加⁽¹⁾」は制度上実現してきた。2012年4月現在、文部科学省の指定を受けたコミュニティ・スクールは全国で1183校にのぼり、文部科学省は今後5年間でコミュニティ・スクールの数を全公立小中学校の1割にあたる約3000校に拡大することを目標としている⁽²⁾。そのため、コミュニティ・スクールの数は加速度的に増大していくことが予想される。

しかし、このように制度として保護者の学校参加が保障されるなかで、いかに参加を実質化していくかについては課題として指摘されている(大桃2000)。仲田康一は、学校運営協議会において保護者が消極的な「無言委員」となっている実態を明らかにし、保護者委員は学校を取り巻くミクロな社会関係によって位置づけられること、保護者の学校参加については学校だけではなく、地域住民を含む諸アクターとの関係で捉える必要があることなどを指摘した(仲田2010)。しかし、大桃(2000)の指摘に翻ってみると、大桃は保護者の参加の実質化とともに、代表の正当性の担保を問題視していることが分かる。よって、「圧倒的多数の『沈黙する』人」とは単に学校運営協議会の文脈に限らず、代表性を有しない保護者、すなわち保護者委員ではない保護者(以下、非委員保護者)の参加について射程に入れていることが明らかである。その後、仲田(2011)では、社会的多様性を有する非委員保護者に焦点を当て、学校運営協議会の取り組み(宿題の○付け)とのつながりを

扱い、階層上位の保護者は学校運営協議会による啓発内容を資源として対応する一方で、階層低位の保護者に不利が集中すること、不満や不均衡に対して保護者側の要因によって公的に生起することがなく、他の保護者或いは自らに責を問う実態を明らかにした。仲田の研究は、非委員保護者に焦点を当てている点で注目すべき研究である。

以上の先行研究を踏まえ、本稿では、保護者の学校参加を議論するにあたって非委員保護者の学校参加の有様までを射程に入りたい。具体的には、授業を中心とした日常的な営みとしての「教育活動への参加」に注目し、いかに非委員保護者が学校と結びつき、「学校参加」を実現するのかを考察する。

教育活動への保護者の参加は、多くの学校で授業補助やゲストティーチャーとしての参加、校外学習における引率の補助などの「学校支援ボランティア」活動として実施されている(佐藤2005)。それにも関わらず、「身近なレベルでの学校との関わり」(増田2009)として看過されており、「保護者の学校参加」として明確に位置づけられずに取り組みが行われる現状にある。

そのなかで、教育活動への参加を「保護者の学校参加」の取り組みとして位置づけ、報告しているものとして、「学びあう共同体」のパイロットスクール、浜之郷小学校が挙げられる(佐藤2000)。佐藤が浜之郷小学校を「21世紀の学校」として改革するうえで掲げた構想は4つあり、そのうち2つに「保護者の学校参加」への言及がみられる。1つは、学校づくりにおいて「学びの共同体」を中核に据えることであり、子どもの学び合い・育ち合いや教師の専門家としての学び合いだけでなく「親や市民が学校の教育実践に参加し連帯して

表 1：保護者の学習参加の5分類

型	項目
教科支援型	個別指導・グループ指導・学習参観
付き添い型	見学, 取材, 遠足
選択学習型	個別テーマ追究
長期継続型	
ワンショット型	

学び合う場所」として学校を位置づける。もう1つは、学校の教育活動に対する親や市民の参加と連帯を実現するために、親や市民が授業に参加し教師と協力して子どもを育て合う「学習参加」の実践を組織することである。以上のように、佐藤は「学びの共同体」としての学校を親や市民が「学習参加」するものとして構想している（佐藤2003）。

このような理念のもと、実際に浜之郷小学校で実施された「保護者の学習参加」の取り組みについて、同校教諭の福谷秀子がまとめている（福谷2000）。「学びの共同体」としての学校づくりは、親や市民などとのネットワークづくりを核に据えて進められる。そのため、「学習参加」は浜之郷小学校の研究領域の1つの柱に位置づけられてきた。福谷は学習参加の形態を表1に示す5つに分類している。教室で行われる授業に参加する「教科指導支援型」、社会科見学等の校外学習に参加する「付き添い型」、選択学習において個別テーマごとに授業補助を行う「選択学習型」は学習参加の内容で分けた項目である。定期的に学期、学年等の長期間にわたって活動を行う「長期継続型」と1時間、1単元など短期間集中的に活動を行う「ワンショット型」の2つは学習参加の期間で分類したものである。浜之郷小学校では「学習参加」の企画・立案を各教師が独自に行うため、「教師と保護者の連帯」が最大の課題である。

また、具体的な実践としては、福谷は小学3年生社会科「市の人たちの買い物」単元において、カレーライスづくりのための買い物を計画する実践「買い物達人～かっつとびストア1組開店までの物語～」を報告している。この教育実践のなかでは、「保護者の学習参加」を通して、子どもと親ではない他の保護者とのコミュニケーションが生じること、学習が生活と結びつき、家庭において子

どもたちの学びが共有される様子が描き出されている。

以上のように、「保護者の学校参加」については、学校運営への参加だけではなく教育活動への参加に関しても射程に入れて論じることが必要である。そのことで、「沈黙する」保護者、すなわち非委員保護者の「学校参加」を捉えることにつながると考えられる。そこで、本稿は福岡県春日市教育委員会において調査を行い、春日市内の小中学校における「保護者の学校参加」の現状について教育委員会がどのように把握し、今後の「保護者の学校参加」の活性化に向けてどのような働きかけを行っているのかを明らかにすることを目的として行う。

2. 研究の対象と方法

本稿の研究対象は春日市教育委員会である。春日市は2005年度にコミュニティ・スクールを導入し、現在では市内全学校（小学校12校、中学校6校）に学校運営協議会を設置する先進的な自治体である。コミュニティ・スクールを中心として、学校運営及び教育活動への「保護者の学校参加」が進展していることが予想されるため、本稿の研究対象に設定した。なお、春日市立学校ではなく春日市教育委員会を対象とした理由は、コミュニティ・スクールの導入など春日市における学校改革が春日市教育委員会の先導によって推進されており、「保護者の学校参加」をめぐる春日市教育委員会が主体となって各校に働きかけていることが考えられるからである。

また、本研究の方法は、①先行研究の検討、②質問項目の設定、③春日市教育委員会におけるインタビュー調査、④データの整理、⑤考察の5つである。

インタビュー調査は2012年7月3日に春日市役所において実施した。事前に用意した質問項目を中心としつつ、適宜関連する質問を付加しながらインタビューを行った⁽³⁾。インタビューは春日市教育委員会指導主幹のT氏である。T氏は、福岡県筑紫地区の中学校において管理職経験を有している。その他、K課長がインタビュー中に2回、K部長がインタビュー終了時に1回、自身の見解を示した。

II 学校運営協議会への保護者の参加

1. 保護者委員の選定

保護者委員の選定については、原則として各学校に任せており、校長、教頭の自由裁量である。実際はPTA会長や副会長が選定される傾向にある。また、「子ども育成会」の役職などを務める保護者も選出されている。

保護者委員はPTA会長としての立場、或いは子育ての当事者としての立場から発言する。T氏が委員として参加する学校運営協議会においては、保護者委員はPTA会長など役職としての立場から発言するというよりも、学校をよりよくしたいという視点から発言する様子が多く見られる。

2. 保護者の意見集約

非委員保護者の意見集約については、PTAの会合などの場において保護者の意見が集約される実態にある。春日市においては、PTAは毎月1回PTA運営委員会があり、そのなかで学校運営協議会の議事内容についてPTAとしてどう対応するかについての意見を集約している。また、PTA各委員会（学年委員会や環境委員会など）のなかでも意見の集約を行うほか、学校運営協議会のもとに設置された実働組織のなかでの意見集約も行われている⁽⁴⁾。このような会合を通して行われる意見集約は、フォーマルな場だけではなく、インフォーマルな場において「普段の情報収集」としても行われている。

こういった組織に参加しない保護者に対しては学校評価とも関連する全保護者を対象としたアンケート調査によって、意見集約を行っている。ただし、非委員保護者に対する認知、理解については地域、学校格差があるのが事実であり、「100%（認知される）というのは当然有り得ない」ものの、非委員保護者に対して日常的なチャンネルをもつ必要があることは明らかである。

3. 学校運営協議会における「保護者の学校参加」を促進する要因

学校運営協議会の取り組みが軌道に乗っているかどうかは、保護者委員が「当事者意識」を持っているか、委員としての自覚が出来ているかが大きな要因である。

春日市立天神山小学校で保護者委員を務めた生島氏は、当初は「やらされ感」があり「学校の要請で仕事が増えた」という負担感を抱いていたと語っている（春日市教育委員会 2011）。しかし、教職員や地域住民が熱心に取り組む姿を目の当たりにし、「結局お世話になるのは自分たちの子どもなのだということに気付く」なかで保護者の意識が変容したと振り返る。

逆に、保護者委員として当事者意識の低い学校では学校運営協議会の取り組みが“弱い”。学校側が首尾一貫してコーディネート（お膳立て）を行うだけでは保護者自身の当事者意識が育たないため、一つの取り組みを行ううえで家庭の役割という部分を徐々に返していく方法を採用することが必要である。これは、学校運営協議会が行う「保護者に対する啓発活動」（仲田 2011）である。春日市では、「家庭学習チェック表」という取り組みを行っている。保護者が子どもの家庭学習をチェックするだけでなく、「家庭学習チェック表」を使用するうえで気付いた改善点を集約する場を設けて改良していく。それによって保護者も「家庭学習チェック表」を使いやすくなるのである。このように、当事者の仕事を当事者で変えていく場を作る必要があると考えられる。

春日市教育委員会としては、コミュニティスクールの良さをどれだけ保護者に伝えることができるかが、「保護者の参加」を活性化させるために必要であると考え。主に広報活動の拡大を行い、「コミュニティだより」や「学年だより」「PTAだより」など様々な方法を用いるとともに、授業参観、PTA総会、学校行事などの機会にコミュニティスクールの成果を発信している。また、保護者は「子どものためになるなら参加しようと思う」ため、子どもを通してコミュニティ・スクールの良さを広めていくことも必要である。

以上が、春日市における学校運営への保護者の参加の現状である。次に、教育活動への保護者の参加について、「学習支援ボランティア活動」を中心に報告する。

III 教育活動への保護者の参加

1. 学習支援ボランティア活動の状況

春日市内各学校では、保護者が「学習支援ボランティア」として活動している。内容としては学習を保護者がサポートする活動である。小学校の場合は「赤マル先生」（春日野小学校）や「きたっぴい先生」（春日北小学校）「すぐのこサポート先生」（須玖小学校）など計算ドリル等の採点を行う活動を日常的に行っている。そのほか、総合的な学習の時間や生活科などでの授業サポートや校外学習の引率などが活動内容である。先述の福谷（2000）の分類に基づいて春日市における学習支援ボランティア活動を分けると、「教科支援型」「付き添い型」の学習参加が行われていることが分かる。

学習支援ボランティアは公募によって参加者を募る。各学校の年間カリキュラムに位置づけているため活動時期などが明確であり、公募によってボランティア参加者を募ることが可能である。参加人数は学校によって差異があるが、春日市立春日西小学校においては年間延べ人数で3300人を超える保護者が学校支援ボランティア活動に参加している⁽⁵⁾。

以上のように、春日市においては多くの保護者が学習支援ボランティアとして、採点や校外学習の引率、授業補助を行っていることが分かった。

2. ゲストティーチャーとしての参加

保護者や地域人材のゲストティーチャーとしての活用としては、例えば白水小学校では「おやじの会」主催でキャリア教育を行っている（春日市教育委員会 2011）。この取り組みは総合的な学習の時間に位置づけて実施している。具体的には、保護者ボランティアを指導者として9つの職業に関する説明会を行う⁽⁶⁾。実施にあたって学校運営協議会で手順の確認を行い、①6年生児童を対象とした「話を聞きたい職業」のアンケートの実施、②希望の多い職種について6年生児童の保護者からボランティアを募集、③児童のグループINGの都合上、不足する説明者を「おやじの会」会員から募集という3つの手順で説明者の調整を行っている。②で集まった保護者ボランティアは四名（デザイナー・保育士・トリマー・警察官）であり、③で集まったおやじの会会員からの説明者は5名（自衛官・都市計画プランナー・ビール製造・OA機器販売・消防団）であった。児童は、1つの

職種についての説明を10分間受け、1単位時間40分間の間に3つの職業について説明を聞く。説明者は仕事に関する道具を持参したり、実際の活動の様子を実演するなどし、子どもたちにとって貴重な機会となった。

以上のように、春日市においては保護者ボランティアがゲストティーチャーとしてキャリア教育に参加する取り組みが行われている。

3. 春日市教育委員会の関わり

では、上述の学校支援ボランティア活動やキャリア教育への保護者ボランティアの参加に対して春日市はどのような働きかけを行っているのだろうか。

まず、これらのボランティア活動に対して交通費や謝礼などの財政的支援は行っていない。これはボランティア活動本来の精神が無償の奉仕活動をするにありからである。ただし、学校によっては学生ボランティアに対する交通費の支援を行うため学校独自の後援会を組織して学生へ交通費を支給しているが、これは近隣の大学に在籍する学生ボランティアに対する支援である。よって、春日市内の保護者ボランティアは基本的に無償で学校支援活動に参加していることが分かる。

一方、教育活動への「保護者の参加」を促進するための春日市教育委員会としての働きかけとしては、学校運営協議会への参加と同様に周知していくことが必要であると考えている。また、参加してもらった保護者が有用感を抱き、継続して活動に参加することも重要である。また、保護者は社会的に多様であり、平日に行われることが多い学習支援ボランティア活動への参加は困難である。そのため、多種多様な手段を用いて多くの保護者との結節点を確保することが望ましい。春日市内の小学校では連絡帳などで家庭生活、家庭教育についてコミュニケーションをとり、それに親が自然と参加することで意識を高めている。これも一つの学校と家庭の連携である。

IV おわりに

本稿は、春日市における「保護者の学校参加」の現状を学校運営への参加、教育活動への参加の

両面から明らかにすることを目的として行った。第一に、学校運営への参加をめぐってはPTA会長などが保護者の代表となり学校運営協議会に参加していることや、PTAの会合などの場において非委員保護者の意見収集及び意見伝達が行われること、保護者委員が当事者意識を持って協議会に参加することがコミュニティ・スクールの取り組みを進展させること、春日市教育委員会としては非委員保護者に対して周知に努め、コミュニティ・スクールの良さを伝える必要があることが分かった。

第二に、教育活動への参加をめぐっては、春日市内においては多くの保護者が学習支援ボランティアとして活動しており、授業補助や校外学習の引率などを行っていること、白水小学校ではおやじの会を中心として、総合的な学習の時間においてキャリア教育を行い、保護者ボランティアが自身の職業について子どもに説明する取り組みを行っていること、学習支援ボランティア活動を多くの保護者に広げていくためには周知するとともに活動によって保護者が有用感を抱く仕掛けづくりが必要であることが明らかとなった。

以上の調査によって、春日市内の各学校における「保護者の学校参加」の概況を把握することができた。しかし、本稿は幾つかの課題を残している。まず、学校運営協議会において保護者委員がいかに「参加」しているのかを明らかにする必要がある。どのような保護者が委員として選定されるのかについてはインタビュー調査で明らかとなったが、実際にどのような立場からどのように発言を行っているのかについては学校運営協議会議事の傍聴などによって分析する必要がある。

一方、「学習支援ボランティア」活動についても、どのような保護者が、どのような意識で活動に参加しているのか、学校側の受け入れ体制の問題などと併せて把握することが求められる。そのため、年間を通じて多くの保護者がボランティアとして参加する春日西小学校などでのフィールドワーク、保護者へのインタビューなど追加調査を行う必要がある。

さらに、非委員保護者のなかでボランティア活動や授業参加などに参加することがなく、学校と結節点を持たない保護者も多くいる現状を踏まえ、これまで参加することのなかった保護者、参加す

ることの出来なかった保護者がいかにすれば学校参加を行うようになるのか、今後求められる「保護者の学校参加」の在り方についても再考することが求められるだろう。

【注】

- (1) 仲田陽一は、「参加」を「参加民主主義」という場合の「参加」を指すものと定義している(仲田 1996)。「保護者の学校参加」に即して言えば、狭義では学校運営の意思決定に保護者が参加すること、広義には学校運営の意思決定を含む学校の教育活動に保護者が参加・協力する活動を指す。本稿では、後者の定義に従うこととする。
- (2) 文部科学省「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について」、http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/07/23/1321672_5.pdf (最終アクセス日: 2012年8月15日) 参照。
- (3) 事前に用意した質問項目は、学校運営協議会への参加について8項目、教育活動への参加について6項目である。なお、本稿Ⅱ及びⅢはインタビュー調査に沿って構成されている。
- (4) 実働組織とは、学校運営協議会による協議・承認事項を実践として推進するために各校に設置された組織体制である(春日市教育委員会 2011)。
- (5) 春日市立春日西小学校「学校と地域のコンビネーション・プロジェクト(学校支援ボランティア)」、http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/gakko/e-nishi/tokushoku/pdf_comu/2nd/comb02_gakkou.pdf (最終アクセス日: 2012年8月15日) 参照。延べ人数であるため、一定程度の重複があると考えられる。
- (6) この実践は、春日市立白水小学校において平成22年度に実施されたものである。「保護者(おやじの会)と学校が連携したキャリア教育」として企画された。

【参考文献・資料】

- ・今橋盛勝(1983)『教育法と法社会学』三省堂.
- ・大桃敏行(2000)「地方分権の推進と公教育概念の変容」『教育學研究』67(3), pp. 291-301.
- ・春日市教育委員会(2011)『春日市発！コミュニティ・スクールの魅力』ぎょうせい.
- ・佐藤晴雄(2005)『学校支援ボランティア』教育出版.
- ・佐藤学(2000)「学校の未来のデザイン」大瀬敏昭・佐藤学『学校を創る』小学館. pp. 13-23.
- ・佐藤学(2003)「学校の奇跡—始まりの永久革命—」大瀬敏昭・佐藤学『学校を変える』小学館, pp. 11-23.
- ・仲田康一(2010)「学校運営協議会における『無言委員』の所在—学校参加と学校をめぐるミクロ社会関係—」『日本教育経営学会紀要』第52号, pp. 96-110.
- ・仲田康一(2011)「学校運営協議会による保護者啓発の論理と帰結」『教育学研究』第78巻第4号, pp. 450-462.
- ・仲田陽一(1996)「戦後日本における父母住民参加の学校づくり」堀尾輝久・浦野東洋一編『組織としての学校』柏書房, pp. 137-156.
- ・葉養正明(2005)「学校経営者の保護者・地域社会, 子どもとの新たな関係」『日本教育経営学会紀要』第47号, pp. 36-46.
- ・福谷秀子(2000)「学びあう学習参加」大瀬敏昭・佐藤学『学校を創る』小学館, pp. 179-182.
- ・増田博俊(2009)「保護者の学校参加に関する一考察」『東京大学教育学研究科教育行政学論叢』第28号, pp. 55-77.